

中央市建設工事総合評価落札方式試行 ガイドライン

平成30年4月

中　　央　　市

はじめに

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（以下「品確法」という。）が平成17年4月1日に施行され、また、当法律の第8条第1項に基づき、「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」（以下「基本方針」という。）が平成17年8月26日に閣議決定され、公共調達（公共工事契約等）において、価格の安さだけでなく、品質（技術力等）が総合的に優れた内容の契約がなされることが肝要である旨が、その基本理念で唱えられている。

本ガイドラインは、中央市が発注する建設工事について、「品確法」及び「基本方針」に基づき公共工事の品質確保を図っていくため、総合評価落札方式の試行に際してのガイドラインを示したものである。

なお、本ガイドラインの内容は、今後の活用結果等を踏まえ、改善を図って行く予定である。

1 総合評価落札方式の概要

公共工事に関しては厳しい財政事情の下、公共投資が減少している中で、その受注をめぐる価格競争が激化し、著しい低価格による入札が増加するとともに、工事中の事故や手抜き工事といった粗雑工事の増加や下請業者や労働者へのしづ寄せ等による公共工事の品質低下に対する懸念が高まっている。

こうした背景を踏まえ、公共工事の品質の確保と向上を目的に平成17年4月1日に施行された「品確法」では公共工事の品質は「経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格と品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより確保されなければならない」と規定されており、公共工事の品質確保のための主要な取り組みとして、総合評価落札方式の適用を掲げている。

公共工事の品質確保を図るため、総合評価落札方式では発注者が競争参加者の技術的能力の評価を適切に行うとともに、品質の向上に係る技術提案を求めるよう努め、落札者の決定においては価格に加え、技術提案の優劣を総合的に評価することにより、最も評価の高い者を落札者とすることが原則となる。

総合評価落札方式の適用により、公共工事の施工に必要な技術的能力を有する者が施工することとなり、工事品質の確保や向上が図られ、工事目的物の性能の向上、長寿命化、維持修繕費の縮減、施工不良の未然防止等による総合的なコストの縮減、交通渋滞対策、環境対策、事業効果の早期発現等が効率的かつ適切に図られることにより、現在かつ将来の市民に利益がもたらされることが期待される。

また、民間企業が技術力競争を行うことによりモチベーションの向上が図られ、技術と経営に優れた健全な建設業が育成されるほか、価格以外の多様な要素が考慮された競争が行われることで談合が行われにくく環境が整備されることも期待される。

2 総合評価落札方式の種類

総合評価落札方式には、工事の特性（規模、技術的な工夫の余地など）に応じ特別簡易型、簡易型、標準型及び高度技術提案型の種類がある。

特別簡易型

技術的な工夫の余地が小さい一般的で小規模な工事で、同種工事の施工実績や工事成績などの評価項目と入札価格を総合的に評価する方式。

簡易型

技術的な工夫の余地が小さい一般的な工事で、簡易な施工計画、同種工事の施工実績や工事成績などの評価する方式。

標準型

技術的な工夫の余地が大きく施工上の工夫等一般的な技術提案を求めることが適切な工事に適用される方式。

高度技術提案型

技術的な工夫の余地が大きい、高度な技術提案を要する工事に適用される方式。

3 中央市での総合評価落札方式の試行

本市で試行を行う総合評価落札方式の種類は特別簡易型と簡易型とし、一般競争入札及び指名競争入札で試行を実施する。

また、原則として現行の入札・契約制度を準用し入札に関する詳細については、入札告示等で定める。

今後、本ガイドラインに基づき試行される総合評価落札方式を検証し、実施方法等について検討を行っていく。

公共工事の品質を確保するため、入札参加者の施工能力、社会性等と入札価格を総合的に評価することが妥当であると認められる工事及びその他総合評価落札方式によることが適当であると認められる工事に適用する。

4 評価項目、評価基準の設定

選定した総合評価落札方式の種類ならびに工事の内容に応じて、評価項目、評価基準、加算点や評価点の設定を行う。

総合評価落札方式の種類別、加算点の標準と設定範囲は次のとおりとし、個別工事ごとに設定範囲内で加算点を決定する。

総合評価の種類	加算点の標準	設定範囲
特別簡易型	10点	
簡易型	20点	20点～30点

評価項目

(1) 企業の技術力

	評価項目	評価基準
施工計画 (簡易型のみ選択)	1 工程管理に係わる技術的所見 「〇〇に係る技術的所見」	工程管理が適切であり、工程上重要な項目が記載され工夫が見られる
		工程管理が適切であり、工夫が見られる
		工程管理が適切である
		未記入又は不適切である
	2 品質管理に係わる技術的所見 「〇〇の品質管理について」	品質の確認方法、管理方法が現地条件を踏まえ適切であり、重要な項目が記載され工夫が見られる
		品質の確認方法、管理方法が現地条件を踏まえ適切であり、工夫が見られる
		品質の確認方法、管理方法が現地条件を踏まえ適切である
		未記入又は不適切である
	3 施工上の課題に対する技術的所見 「〇〇の対策について」	課題に対して、現地条件を踏まえ適切であり、重要な項目が記載され工夫が見られる
		課題に対して、現地条件を踏まえ適切であり、工夫が見られる
		課題に対して、現地条件を踏まえ適切である
		未記入又は不適切である
	4 安全管理に留意すべき事項 「〇〇に留意すべき〇〇」	留意事項が現地条件を踏まえ適切であり、重要な項目が記載され工夫が見られる
		留意事項が現地条件を踏まえ適切であり、工夫が見られる
		留意事項が現地条件を踏まえ適切である
		未記入又は不適切である
	5 施工上配慮すべき事項 「〇〇に配慮すべき〇〇」	配慮事項が現地条件を踏まえ適切であり、重要な項目が記載され工夫が見られる
		配慮事項が現地条件を踏まえ適切であり、工夫が見られる
		配慮事項が現地条件を踏まえ適切である
		未記入又は不適切である
配置予定技術者の能力	6 資格	1級土木施工管理技士等または技術士
		上記以外の工事施工等に係わる資格
	7 同種工事の施工経験	主任技術者（監理技術者）として、同種工事で実績あり
		担当技術者として同種工事で実績あり
		その他
	8 優良工事技術者表彰	表彰の実績 あり
		表彰の実績 なし

企業の施工実績	9 工事成績 工事成績評定点の平均点 (中央市発注工事)	75 点以上
		70 点以上 75 点未満
		70 点未満 (成績実績なし)
	10 同種工事の施工実績	中央市又は県・国・公団等の同種工事の実績
		他市町村・公営企業等の同種工事の実績
		その他
	11 工事成績 当該工種での工事成績評定点の平均点 (中央市発注工事)	80 点以上
		75 点以上 80 点未満
		70 点以上 75 点未満
		70 点未満 (成績実績なし)
		過去 2 年間連続平均点が 60 点未満又は前年度以降において 55 点未満の工事成績がある者
	12 優良工事表彰の有無	特別表彰 あり
		表彰 あり (特別表彰との重複はしない)
		表彰の実績 なし
	13 事故及び不誠実な行為	指名停止 (3 ヶ月以上)
		指名停止 (1 ヶ月以上 3 ヶ月未満)
		指名停止 (1 ヶ月未満)
	14 品質管理・環境マネージメントシステムの取り組み状況	I S O 9 0 0 1 又は 1 4 0 0 1 の認証を取得済み
		認証を未取得

(2) 企業の信頼性社会性

評価項目		評価基準
地域精通度	1 地理的条件 (企業)	施工実績 あり
		施工実績 なし
地域貢献度	2 地理的条件 (技術者)	施工実績 あり
		施工実績 なし
地域貢献度	3 災害協定等の締結	協定の締結 あり
		協定の締結 なし
地域貢献度	4 地域貢献の実績 (ボランティア活動・労働福祉等)	活動実績 あり
		活動実績 なし

5 施工計画の取扱い

入札参加者から施工計画を求める場合、施工計画自体が提案者の知的財産であることに鑑み、提案内容に関する事項が他者に知られることの無いようになると、また、提案者の了解を得ることなく提案の一部のみを採用することの無いようになるとなど、公務員の守秘義務に則り、その取扱いについて適正に対応する。

ただし、以後の工事において、その契約内容が一般的に使用されている状態となつた場合は、提案者に通知することなく市が発注する工事に無償で使用できるものとする。

なお、工業所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りでない。

5－1 提案内容の担保

採用された施工計画については、発注者と受注者の責任の分担とその内容を明らかにするとともにその履行を確保するため、契約時に契約図書とする。

実際の施工に際して、受注者は、施工計画の内容に応じた方法により施工を行うものとし、発注者は、施工計画により施工を行わせるものとする。

受注者の責により施工計画を満たす施工が行われない場合は、再度の施工を行わせる。

提案した施工計画の履行状況が、特に悪質と認められる場合は、指名停止措置や損害賠償請求等を行うこともある。

6 落札者の決定方法

入札価格が予定価格の範囲内にあるもののうち、評価値の最も高いものを落札者とすることで、「価格」と「価格以外の要素」を総合評価する。また評価値の算出方法は除算方式とする。

6－1 評価値の算出方法

技術評価の「標準点」は100点とし、「加算点の満点」は総合評価落札方式の種類の範囲内で工事ごとに定める。

「加算点」の算出方法は、「企業の技術力」及び「企業の信頼性社会性」の評価項目ごとに評価を行い、評価項目ごとの得点合計の最高の者に工事ごとに定めた満点を与え、他の者はそれぞれの「評価点数の合計値」に応じ按分して求められる点数を「加算点」として与える。

$$\text{加算点} = (\text{評価点数の合計値} / \text{評価項目ごとの得点合計の最高点数}) \times \text{加算点の満点}$$

価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、入札参加者の「標準点」と、上記によって得られる「加算点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た評価値をもって行う。

$$\text{評価値} = \{ (\text{標準点} + \text{加算点}) / \text{入札価格} \} \times 100,000,000$$

除算方式の計算例（参考）

標準点（基礎点）(a)	100		
評価点の満点(b)	30		
加算点の満点(c)	10		
入札者名	A社	B社	C社
評価点(d)	28	14	22
加算点 (e) = (c) × (d) / (d _{max})	10.0	5.0	7.9
技術評価点 (f) = (a) + (e)	110.0	105.0	107.9

※ 〈技術評価点〉 = 〈標準点+加算点〉

6－2 落札者の決定基準

落札者決定基準について、入札参加者は「価格」及び、「企業の技術力」、「企業の信頼性、社会性」をもって入札に参加し、次の①②及び③の要件に該当する者のうち、総合評価により得られた評価値の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるて、著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲で発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

- ① 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
- ② 評価値が、標準点を予定価格で除した数値（「基準評価値」）に対して下回らないこと。
- ③ 入札金額が調査基準価格を下回った者は次の要件を満たしていること。
 - ③-1 評価点数の合計が参加者全員の平均点の2分の1を下回らないこと。

- ③－2 中央市低入札価格調査実施要領(平成30年中央市訓令第2号)に基づく調査をし、その結果、適合した履行がされると認められること。

7 学識経験者からの意見聴取

7－1 意見聴取の目的

発注者の恣意を排除し、中立かつ公正な審査・評価を行うため、地方自治法施行令第167条の10の2第4項の規定に基づき、「学識経験を有する者」からの意見聴取を行う。

7－2 意見聴取の時期

総合評価落札方式における標準的な手順に従い、落札者決定基準及び落札者の決定について意見聴取を行うこととし、意見聴取のタイミングは、下記のとおりとする。

- ①総合評価落札方式の落札者決定基準を定めようとするとき。
- ②総合評価落札方式による落札者の決定しようとするとき。

上記以外のときにも、必要に応じ意見聴取を行うことができるものとする。

②については、地方自治法施行令第167条の10の2第5項の規定により、各学識経験者の了解に基づき省略できるものとする。

7－3 意見聴取の方法

総合評価落札方式における学識経験者による意見聴取については、2名以上の学識経験者より、直接意見聴取することを原則とする。なお、「山梨県総合評価委員会」の了解を得た上で、より簡便な方法で意見聴取することもできるものとする。

8 その他

8－1 情報公開

手続の透明性・公平性を確保するため、入札の評価に関する基準及び落札者の決定方法については、あらかじめ入札説明書等において明らかにする。

8－2 入札前

総合評価落札方式の適用工事では、公告又は入札説明書等において以下の事項を明記する。

- ・総合評価落札方式の適用の旨
- ・入札の評価に関する基準（評価項目、評価基準及びその得点配分）
- ・総合評価の方法及び落札者の決定方法
- ・技術提案等が履行できなかった場合の措置

8－3 入札後

落札者決定後、入札参加者の総合評価に関する審査結果を公表する。

公表する内容は様式に従い、入札参加者の各評価項目の技術評価点数、加算点、入札金額、低入札の有無、失格基準の合否及び総合評価値とする。

8－4 苦情処理

入札参加資格について、技術資料等の審査により、参加資格がないと認められた者から苦情の申し立て又は説明要求があった場合には、その理由等について回答する。

また、技術資料の評価については、「価格以外の評価結果」及び加算点を公表し、苦情の申し立て又は説明要求があった場合には、その理由等について回答する。